

5 基本協定書（案）に関する質問に対する回答

No.	ページ	条	項	号	基本協定書（案）に関する質問の内容	回答
1	1	3	5		本項によれば、事業予定者は会計監査人を選任することになりますが、これは必須でしょうか。事業契約書（案）第95条（財務書類の提出）は、「公認会計士又は監査法人の監査済財務書類…を市に提出し、」となっており、会計監査人の設置までは必要ないように考えます。 なお、会計監査人設置会社にすると、他の登記事項の要否にかかわらず、毎年登記手続きを行う必要があり、登記費用も必要になります。	安定的な経営状況を確認するために会計監査人の設置を求めているため、基本協定書（案）に記載するとおりとします。